

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和58年4月から59年9月までの期間、平成2年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から59年9月まで
② 平成2年4月及び同年5月

申立期間①について、私と夫は、私が国民年金保険料の納付を始めた時に、それまで未納となっていた保険料をまとめて納付した記憶があり、その保険料は、夫が用意してくれたお金で、私が郵便局で納付した。

申立期間②について、夫の国民年金保険料は納付済みで、私の保険料は未納となっているが、その当時は、私が、私たち夫婦の保険料をいつも一緒に納付していたので、夫婦で納付記録が違うのはおかしい。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の申立期間①の保険料を用意したとする申立人の夫も、国民年金手帳記号番号払出し後の国民年金加入期間の保険料に未納は無いことから、申立人夫婦の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①について、申立人及びその夫は、申立人が国民年金に加入したことにより、それ以前の未納保険料の納付書が送られて来たので、当該未納保険料を郵便局で一括納付したとしているところ、国民年金被保険者台帳管理簿及び同手帳記号番号の前後の同被保険者加入状況調査等により、申立人は、昭和60年1月頃、強制適用により58年4月1日まで遡って国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推認でき、申立期間①の保険料は60年7月末まで納付することが可能であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を郵便局で一括納付したとしていることから、当該保険料は全て過年度保険料であったと推測されるところ、申立人が当該保険料の納付場所に挙げている郵便局は、過年度保険料を納付できる場所である上、申立期間①の保険料を用意したとする夫が述べる当該保険料の額と申立期間①の保険料額はほぼ一致していることから、申立人が申立期間①の保険料を納付したとすることに不自然さは見られない。

3 申立期間②について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているところ、オンライン記録により保険料の納付日が確認できる期間について、夫婦の納付が同一日となっていることが確認できることから、申立人夫婦の保険料は一緒に納付されていたものと推認でき、申立人の夫に係る当該期間の保険料は納付済みであり、申立人の申立期間②の保険料についても納付されていたものと考えられる。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月及び同年3月

私は、昭和51年2月に会社を退職して間もなく、A市役所において国民年金の加入手続を行い、それ以後60歳になるまで、国民年金保険料を未納にすることなく納付してきた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号に係る前後の番号の被保険者加入状況調査により、申立人の同手帳記号番号は、昭和51年3月にA市において払い出されたものと推認でき、当該払出時点で、申立期間の国民年金保険料の現年度納付が可能である。

さらに、申立人は、申立期間当時、A市が発行した納付書により国民年金保険料を納付し、領収書を国民年金手帳に貼付していた記憶があるとしているところ、A市は、国民年金の加入手続後、同保険料の納付書を発行していたとしていることから、保険料の納付意識が高かった申立人が、国民年金の加入手続を行った際に同市が発行した納付書により、申立期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から61年4月までの期間及び62年5月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月から61年4月まで
② 昭和62年5月から63年6月まで

私は、A市役所から未納となっている国民年金保険料を納付するよう督促され、同市役所で申立期間の保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期を記憶しておらず、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び国民年金手帳前渡整理簿により、A市役所において、平成2年8月頃に払い出されたものと推認でき、当該時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間直後の昭和63年7月以降の昭和63年度及び平成元年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点において、申立人は納付が可能な期間の保険料を遡って納付していたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当初はB町に住所を定めていたとしているが、B町に申立人の国民年金被保険者名簿は確認できず、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2267（事案 1915、2117 及び 2203 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 50 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 50 年 1 月まで

申立期間の国民年金保険料の納付について、3 度にわたり第三者委員会に申立てを行ったが、いずれの結論も納付していたものと認めることはできないというものであった。

私は、昭和 48 年 8 月に失業したため、同年同月末頃に A 市 B 町に所在していた C 社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、同社会保険事務所で間違いなく国民年金保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

今回の再申立てに当たり、新たな資料として、姉二人の陳述書及びそのうち一人の国民年金手帳を提出するので再度調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、会社を退職した昭和 48 年 8 月頃、A 市役所本庁で国民年金の加入手続を行い、同市役所の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立人の所持する国民年金手帳は、49 年 11 月以降使用されている三制度共通の手帳であり、申立人の国民年金手帳記号番号についても、51 年 9 月頃に払い出されたものと推認できる上、申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、これらの事実は申立人の主張とは一致しないこと、ii) 申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認される 51 年 9 月の時点では、48 年 8 月から 49 年 6 月までの保険料は時効により納付することができず、同年 7 月から 50 年 1 月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人に遡及して保険料を納付した記憶がないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 3 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間について再申立てを行い、i) 勤務先に預けていた年金手帳が見つかったとして提出しているところ、同手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、前回提出した国民年金手帳の同記号番号と同一であり、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないこと、ii) 申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、A市役所本庁ではなく、A市内の北方面にあった古い建物のA市出張所で納付した。」と申立内容を訂正しているところ、A市では、昭和47年の区制施行後、当該期間当時に設置されていた出張所は、D町、E町、F町、G町及びH町の各出張所のみであり、別に連絡所が開設されていたものの、当該連絡所では国民年金関係事務を行っていなかったとしていることから、申立人が国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする行政庁舎は見当たらないこと、iii) 申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の姉からも申立人の国民年金保険料の納付状況について聴取を行ったが、保険料の納付をうかがわせる明確な説明は得られないこと等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成23年9月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、上記の当委員会の通知を受け、申立期間について再申立てを行い、会社を退職した昭和48年8月以降に、厚生年金保険から国民年金への切替えのために、I社会保険事務所(当時)又はC社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、申立期間について、送付された納付書によりいずれかの社会保険事務所で国民年金保険料を納付したと思うと述べているが、日本年金機構Jブロック本部K事務センターの回答により、i) 申立期間当時、いずれの社会保険事務所でも国民年金の加入手続及び国民年金の現年度保険料を納付することはできなかったこと、ii) 当時、A市在住者の国民年金事務を取り扱っていなかったC社会保険事務所においては、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認できる昭和51年9月の時点で、申立期間のうち過年度納付が可能な49年7月から50年1月までの保険料を納付することはできなかったことが確認でき、これらの事実は申立人の主張とは一致しないこと、iii) 申立人は、これまで3回の申立てを行っているが、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について、申立人の申立内容は変遷していること等の理由から、既に当委員会の決定に基づく平成24年2月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として姉(四女)の陳述書及び国民年金手帳を提出し、当該手帳の昭和41年11月分から42年1月分までの検認印(42年1月30日付け)に「A市B町」と表示されており、四女も陳述書に当該期間の保険料をB町に所在した社会保険事務所において納付したと述べていることをもって、自身も申立期間の保険料をC社会保険事務所で納付していたはずであると主張しているが、検認印の「A市B町」とはB町に所在したA市の「B町出張所」のことであり、当該出張所は、47年の同市の

区制施行に伴い廃止されている。

また、申立人は、新たな資料として姉（六女）からの陳述書も提出し、当該陳述書では、「私は、国民年金保険料をB町に所在した社会保険事務所で納付した。妹（申立人）も同じ社会保険事務所で納付していた。」と述べているが、前述のとおり、申立期間当時、社会保険事務所（当時）では、国民年金の現年度保険料を納付できなかった上、申立人が納付したと主張するC社会保険事務所は、A市在住者の国民年金事務を取り扱っていなかったことから、同市在住者の過年度保険料についても納付することができなかった。

これらは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの期間、同年8月、同年9月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から60年3月まで
② 昭和60年8月及び同年9月
③ 昭和60年12月

申立期間当時、商売をしており、夫婦共に国民年金保険料を納付してきた。申立期間について、夫の保険料は納付済みであるが、私は未納になっている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒に納付してきたとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人の夫は、申立期間を含む昭和58年度から63年度までの国民年金保険料を口座振替により納付していることが確認でき、申立人についても、申立期間の前後において保険料の口座振替が行われていることが確認できることから判断すると、申立人は、全ての申立期間において口座振替の対象者であったものと推認できる。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿において確認できる口座振替の指定預金口座が、夫婦それぞれの名義の口座であり、申立人名義の預金口座の取引明細書により、全ての申立期間について、国民年金保険料の口座振替が行われる時点で預金残高が不足していたため、保険料が引き落としされていないことが確認できる上、申立期間については、A市の国民年金被保険者名簿及び同過年度納付記録簿においても未納とされており、この記録は、オンライン記録とも一致する。

また、A市は、「口座振替において振替不能であった場合は、翌月に納付書を郵送していた。また、申立期間当時は、原則として集金人による個別徴収は

実施していない。」と回答しているところ、申立人が納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していたとする状況もみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4364

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 26 日から 12 年 6 月 1 日まで

平成 11 年 5 月 26 日から現在までA社に勤務しているが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 12 年 6 月 1 日になっている。

申立期間の一部の期間に係る給与明細書を所持しており、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び当時の事業主の回答により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、当該事業所に入社した当初から平成 23 年 12 月までの期間に係る給与明細書の一部を提出しているところ、このうち、申立人が申立期間中の 11 年 8 月分及び同年 9 月分であると主張している給与明細書には、「11. 8. 20」及び「11. 9. 18」の日付印が確認できるとともに、月額 24 万 1, 200 円の給与が支払われ、24 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、当時の事業主は、「私が所持する申立期間当時の日誌によると、申立人の給与額は、入社から平成 12 年 5 月までは 20 万円であり、同年 6 月から 24 万 1, 200 円に変更していることから、申立人が申立期間中のものであるとしている給与明細書は、12 年 6 月以後のものであると考えられる。日付印については、12 年とすべきところを 11 年と誤って押印したものである。」と回答しており、同人から提出された上記日誌を確認したところ、同人の供述内容と符合する記載が確認できる上、申立期間当時、当該事業所が事務を委託していた税理士事務所から提供された総勘定元帳の写しにより、申立

人の申立期間当時の給与額は、上記日誌と一致する 20 万円であったことが確認できる。

また、申立人から提出された全ての給与明細書を確認したところ、申立人が平成 11 年 8 月分及び同年 9 月分であると主張している給与明細書を除き、申立期間に係る給与明細書が無い一方、当該給与明細書の日付印の翌年に当たる 12 年 8 月分及び同年 9 月分の給与明細書が確認できない上、その前後において給与明細書が確認できる同年 7 月分、同年 11 月分及び同年 12 月分の給与額が 24 万 1,200 円であることから判断すると、申立人が 11 年 8 月分及び同年 9 月分であると主張している給与明細書は、12 年 8 月分及び同年 9 月分の給与明細書であると認められる。

さらに、当時の事業主は、「申立人の入社当初の給与は、直接現金で支払っており、厚生年金保険料は控除していなかったと記憶している。」と回答しているところ、前述の総勘定元帳の写しによると、申立人の申立期間に係る給与が現金で支払われた記載となっており、オンライン記録において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる他の同僚と給与の取扱いが異なっていることが確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険料及び健康保険料の預り金の額は、申立人の給与からこれらの保険料を控除していた場合の金額が含まれていないと考えられる額であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていなかったものと推認できる。

加えて、申立人は、「申立期間中に、病院で治療を受けた記憶があるため、健康保険及び厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、B 市の回答により、申立人は、申立期間において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 7 月 31 日まで
申立期間は、A社（平成 14 年 5 月 9 日付けでB社に商号変更。）に営業社員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち平成 14 年 5 月 7 日から同年 11 月 25 日までの期間において、B社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、B社の事業主は、「A社から事業を引き継いだが、厚生年金保険には加入させていなかった。道市民税、国民年金及び国民健康保険の保険料は各自が納付しており、従業員の給与からは、所得税と雇用保険料のみを控除していた。」と回答している。

また、申立人は申立期間当時の同僚として5人の名前を挙げているものの、これらの者に対して照会を行うことを希望していないことから、これらの者から申立人の申立てに係る供述を得ることはできない。

さらに、申立人の雇用保険の給付記録によると、平成 14 年 11 月 25 日にB社を自己都合により離職し、同年 12 月 25 日に求職申込手続を行った後、15 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 から 52 年 4 月 1 日まで
② 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 55 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで

申立期間①はA社B支社で、申立期間②はC村（現在は、D市）のE保育園で、申立期間③はF県の出納担当の部署で、それぞれアルバイトをしていた。3か所とも社会保険完備の事業所だと思っていたので、年金記録が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社B支社にアルバイトとして勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立人に係る人事記録は無く、申立人が在籍していたか否かは不明であるため、厚生年金保険料の控除についても不明である。」と回答している。

また、申立人が姓のみ記憶する職員については、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、同姓の被保険者が確認できない上、申立人は、同じアルバイトであった者が10人ぐらいはいたと述べているものの、名前を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間①に係る申立ての事実を確認できる供述は得られない。

さらに、A社B支社の被保険者原票により、申立期間①当時、厚生年金保険被保険者資格が確認できる者15人に照会したところ、回答を得られた10人は、いずれも正職員であり、このうちの二人は、「当時、アルバイトの者は、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている上、10人のうち

の別の二人から申立期間①当時アルバイトとして勤務していた同僚二人の名前が挙げられたが、いずれも当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡は無い。

加えて、申立期間①に係るA社B支社の被保険者原票を確認したものの、申立人の名前は無く、一方、同原票において整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「村営のE保育園でアルバイトとして勤務していた。」と主張しているところ、D市から提供された資料「市のあゆみ」によると、申立期間②当時「村立E保育所」が存在したことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、村立E保育所が、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無いほか、C村が同保険の適用事業所となったのは、平成2年5月1日であることが確認できる。

また、D市は、「当時の人事記録や社会保険の取扱いに係る資料は残されていない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「F県の出納担当の部署でアルバイトとして勤務していた。」と主張しているところ、F県から提供された「F県行政機構図」（昭和55年7月1日現在）により、出納担当の部署が存在したことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立事業所と思われるF県の出納担当の部署は、平成7年4月3日に厚生年金保険の適用事業所となるまで、適用事業所であった形跡が無いほか、申立期間③当時、同保険の適用事業所であったことが確認できるのは、商工労働及び厚生担当部署のみである。

また、F県は、「当時の資料が無いため、申立人の勤務期間及び社会保険の取扱いについては不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人は、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間③に係る申立ての事実を確認できる供述は得られな

い。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月13日から31年10月1日まで

年金事務所の記録によると、A銀行B支店からC支店に異動した際の標準報酬月額が、異動前の標準報酬月額より低額となっている。当時は、毎年定期昇給があり給与が減額されることはなかったため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、オンライン記録によると、A銀行は平成10年11月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、11年3月31日に解散（平成18年1月31日に清算終了）していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人は、「私は昭和28年3月に入行したが、同期入行者はD市内だけで約30人程度いた。当時は全員が昇給していた時代であり、申立期間のみ標準報酬月額が下がることはない。」と主張しているところ、D市及びその近郊の各支店に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録により、申立人と同年齢の男性で、かつ、昭和28年3月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者19人について、同年3月から42年3月までの期間における標準報酬月額の推移を確認したところ、異動した際に標準報酬月額が一時的に減額となっている者は14人確認できる。

さらに、B支店、C支店に係る被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人の前後に当該各支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、他支店からC支店に異動した者4人及びB支店

から他支店に異動した者 26 人の、異動先の各支店に係る資格取得時の標準報酬月額を確認したところ、そのうち 13 人が、異動前の標準報酬月額より低額な記録となっていることが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚一人及び前述の同僚 13 人のうち生存及び所在が確認できた者 6 人の計 7 人に照会し全員から回答を得られたところ、そのうち 3 人は、「給与は毎年昇給していたので、固定的賃金は異動により減額となることは無い。異動時の標準報酬月額が低くなるのは、時間外手当等を含めずに算定していることが考えられる。また、厚生年金保険料は適正に控除されていたと思う。」と回答しており、7 人のうち 1 人から提出された、B 支店及びその後の異動先の支店に係る給料等支給計算書及び給与明細カードによると、申立期間前後における厚生年金保険料の控除額は、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額に見合う同保険料額と同額又は低額となっていることが確認できるほか、当該同僚が B 支店から他支店に異動した際の固定的賃金は、異動前と同額であることが確認できる一方で、オンライン記録により確認できる異動時の標準報酬月額は、異動前の標準報酬月額より低額となっていることから、A 銀行では、異動により新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の標準報酬月額については、時間外手当等の変動する手当を除いた金額を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け出ていることがうかがえる。

その上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳、B 支店及び C 支店に係る被保険者名簿で確認できる標準報酬月額の記録は、いずれもオンライン記録と一致している上、遡って訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 21 日から 59 年 6 月 1 日まで

A社には、昭和 54 年 3 月から 59 年 5 月末日まで正社員として勤務していたが、年金記録によると、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和 57 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち同日から 59 年 6 月 1 日までの期間については同保険の適用事業所でないことが確認できる上、当時の事業主は病気療養中で回答を得ることができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、いずれも当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無く、連絡先も不明であることから、申立人の勤務状況等について供述を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者 28 人に照会し、16 人から回答が得られたところ、そのうち申立人を記憶していた 3 人は、いずれも「申立人がいつまで勤務していたかは分からない。」と供述しており、これらの者からも申立人の申立てに係る事実を裏

付ける資料及び供述を得ることができない。

加えて、当該事業所が加入していたB厚生年金基金が保管する加入員台帳によると、申立人の加入員資格喪失日は昭和55年1月21日であることが確認できるとともに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における離職日は同年1月20日となっており、この記録は、申立人の厚生年金保険の資格喪失日（当該離職日の翌日）とも符合している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。